

# 平成30年度 生徒指導細則

## 1. 遅刻指導について

遅 刻	定義	朝のSHRの始業ベルが鳴り終わるまでに入室しなかった生徒は、遅刻とする。(クラス間で誤差がないようにする)	
	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>1校時開始前に登校した場合は、事務室前で遅刻指導をしている担当職員から「入室許可証」(別紙1)を受けとってから入室させる。</li> <li>1校時開始以降に登校した場合は、職員室にて教頭が遅刻指導を行い、入室許可証を受け取ってから入室させる。</li> </ul>	
	指導	累積の遅刻に対する指導は以下のように行う。 (それぞれ各学期毎の累計とし、新学期は新たにカウントを始める。)	
		5回	担任が指導した上で保護者に電話連絡し、注意改善を呼びかける。また「遅刻指導通知(5回目)」(別紙2)を生徒に持たせ、保護者の確認印をもらい生徒指導部に提出して指導を受けさせる。
		10回	特別指導3日(休校日は除く)と担任による保護者への電話連絡。
		15回	保護者を召喚して教頭指導(教頭・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導5日。
		20回	保護者を召喚して校長指導(校長・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導7日。
25回以上	25回、30回・・・と、5回毎に、保護者を召喚して校長指導(校長・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導。指導日数等は生徒指導委員会で検討して決定する。		
(備考)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。		

※ 毎朝、各クラス担任は廊下に立ち、朝のSHRの始業ベルが鳴り終わるのを近隣の担任と共通確認した上で教室に入るようにする。

※ 毎朝、事務室前で遅刻指導を行う。(副担任を中心に輪番制で行う)

※ 入室許可証を持たずに登校した生徒がいれば、担任はその日のうちに必ずもらうように指導する。

## 2. 無届け欠課・欠席指導について

無 届 け 欠 課 ・ 欠 席	定義	届け出がなく欠課・欠席した場合を、無届け欠課・欠席とする。	
	指導	累積の無届け欠課・欠席に対する指導は以下のように行う。 (無届け欠席1日は1回とカウントする。また、欠課が1日に何時間あったとしても1回とカウントし、両方の合計を累積回数とする。ただし、遅刻指導とは異なり、一年間を通しての累積回数とする。)	
		5回	担任が指導した上で保護者に電話連絡し、注意改善を呼びかける。また「無届け欠課・欠席指導通知(5回目)」(別紙3)を生徒に持たせ、保護者の確認印をもらい生徒指導部に提出して指導を受けさせる。
		10回	特別指導3日(休校日は除く)と担任による保護者への電話連絡。
		15回	保護者を召喚して教頭指導(教頭・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導5日。
		20回	保護者を召喚して校長指導(校長・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導7日。
	25回以上	25回、30回・・・と、5回毎に、保護者を召喚して校長指導(校長・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導。指導日数等は生徒指導委員会で検討して決定する。	
(備考1)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。		

### 3. 服装容儀指導について

#### (1) 制服指導について

- ① 服装容儀の規定について、担任が各クラスで説明し、指導の徹底を図る。
- ② 学年会との連携を密にし、規定・指導方法の周知徹底を図る。
- ③ 全体集会・定期考査・生活指導強化週間などで定期的に服装容儀のチェックを行う。  
担任と連携して違反生徒が直すまで個人指導を行う。
- ④ 女子はボタン・ネクタイをしめる、男子はボタン(第1ボタンはOK)をしめる。
- ⑤ 化粧(茶眉、ファンデーション等)、装飾品等は禁止する。(※1, ※2)
- ⑥ 下記※3、※4に該当する場合は、帰宅して改善後に再登校させる。(※3, ※4)
- ⑦ スカートの指導は以下のように行う。
  - ・ 丈が膝皿中心の長さでないスカートを着用している生徒は、その場で規定の長さでないことを確認し、生徒指導部の身なりチェック簿に1カウントをつけた後、改善させる。
  - ・ 修正しても丈が膝皿中心の長さにならないようなスカートを着用している生徒は、その日に関しては別室指導を行い生徒指導部の身なりチェック簿に1カウントをつける。また「身なり改善猶予届」を提出させ期日までにスカート丈を直すよう個人指導を行う。
- ⑧ 指定ジャージの着用については以下の通りとする。(※6)
  - ・ 指定のワイシャツの上からであれば、指定ジャージの着用を認める。  
(但し、ジャージの中の制服が見えるところまでチャックをおろすこと。)  
冬服期間中は、必ず学生服を着用する(学生服の中から着用するのは認める)。
  - ・ 女子においては、防寒着として、夏・冬服とも指定セーラー服の上からであれば、指定ジャージの着用を認める。(但し、制服・ネクタイが見えるところまでチャックをおろすこと)
- ⑨ カーディガン(ベスト・セーターを含む)の着用については、冬服着用期間のみ、以下の通り認める。(※6)
  - ・ 色は黒・紺色のみで、無地・無柄とする(ワンポイントまでは許容する)。
  - ・ 女子は指定ジャージの中、男子は学ランの中から着用する場合のみ認める。
- ⑩ 防寒用としてマフラー・ネックウォーマーの着用は登下校時のみ認めるが、それ以外は認めない。また女子のタイツについては、黒・紺色の無地・無柄で素足が透けないものであれば認める(レギンス等は認めない)。
- ⑪ 正当な理由がある場合に限り、異装で過ごすことを認めるが、その際は必ず生徒指導部で確認して「異装許可証」(別紙4)を発行する。
- ⑫ 生徒指導部だけでなく、**全職員での声かけ指導**を行う。(※7)
  - (※1) 明らかに化粧をしている場合(カラーリップ・トップコート含む)は、**その場でおとす**ように指導するので、見かけた職員は生徒指導部に連絡する。
  - (※2) 装飾品において、**ピアス(透明なものも含む)は預かり指導**となるので、預かったものは各職員で保管するか、生徒指導部に渡す。  
ピアス以外の装飾品は、その場ではずすよう声かけ指導を行う。  
預かる場合には、生徒のクラス・氏名等は確実に把握し、管理には十分注意を払う。  
(※原則として保護者を呼び出した上に返却する。)
  - (※3) 指定外のズボンやポロシャツの着用等、その場で改善できない場合は、帰宅して**改善後に再登校**させる。その際、「帰宅指導通知」(別紙5)を持たせて帰宅させ、保護者印をもらい生徒指導部へ提出させる。1週間以内に提出すれば届け出欠課となる。
  - (※4) 以下の場合は帰宅指導とする。
    - ・ 夏服期間中に、男子が**指定ワイシャツ以外**の上から指定ジャージを着用していた場合。
    - ・ 冬服期間中に、男子が**学生服**を着用または**携行せずに登校**した場合。
    - ・ 夏・冬服いずれの期間中においても、女子が**指定セーラー服以外**の上から指定ジャージを着用していた場合。
  - (※6) **指定外の、ジャージやカーディガン等**を着用している場合は**預かり指導**となるので、預かったものは各職員で保管するか、生徒指導部に渡す。  
ただし、生徒のクラス・氏名等は確実に把握し、管理には十分注意を払う。  
(※原則として各学期末に返却する。)
  - (※7) 預かり指導や帰宅指導の対象でない違反に対しても、**全職員での声かけ指導**を徹底して行う。特に、「シャツをズボンに入れる」「女子のネクタイ着用」「男子の学生服、女子のセーラー服のボタンをしっかりとしめる」「パーカーについては学生服やジャージからフードが出ないこと」等についてはしっかりと声かけ指導を行っていく。

## (2) 頭髪指導について

① 高校生にふさわしい髪型を心掛け、**染髪・エクステンション・メッシュ・パーマ、奇髪（モヒカン、ライン、華美なツブロックなど）**等は指導の対象とし、担任が**保護者・生徒指導部**と連携して改善指導を行う。

※ 改善の兆しが見られない生徒については、生徒指導部が一定の指導期間を設定して個別指導を行う。その際「身なり改善猶予許可証」（別紙6）を持たせる。指導期間内に改善しなかった場合、それ以後は改善が認められるまで**帰宅指導**とする。帰宅指導の際には「帰宅指導通知」を持たせて帰宅させ、その後改善した場合はその日のうちに**再登校**できる。1週間以内までに「帰宅指導通知」を提出した場合は届け出欠課となるが、提出しない場合は無届け欠課となる。

※ もともと茶色に近い頭髪の生徒は、生徒指導部から「地毛登録申請書」（別紙7）を受け取り、担任を通して生徒指導部へ提出する。その後、担任は地毛の状況を随時観察し、変化があれば生徒指導部に連絡する。「地毛登録」を提出していてもその後、**染髪等を行った場合は他の生徒と同様の指導を行い「地毛登録」は取り消す。**

② 頭髪指導は、全体集会、定期考査、生活指導強化週間の際に一斉に行うが、普段から常に**全職員が声かけ指導**を行うようにする。

### ※ 帰宅指導に関する指導方法

- ① 帰宅指導の際は、保護者が家庭にて指導を行うものとする。
- ② 帰宅指導を行う際には、生徒指導部職員が事前に保護者に連絡をして確認後に帰宅させる。保護者に連絡がとれない場合は、帰宅指導扱いではあるが校内の別室にて生徒指導部職員が指導を行う。
- ③ 帰宅指導により欠課となった授業について、授業保障を希望する生徒は生徒指導部に申請し、教科担任が補習を行うか課題を与えることで対応する。

### ※ タトゥー(入れ墨)に関する指導方法

- ① タトゥー(入れ墨)は、認めない。
- ② 基本的には、消すことを条件とする。
- ③ 場合によっては、出校停止もあり得る。
- ④ 指導改善方法は、学校と保護者で話し合い決定する。
- ⑤ 改善できない場合は退学もあり得る。

### ※ 服装容儀に関する特別指導について

服装容儀違反	定義	「3.」の服装容儀に関する規則に違反した場合。		
	指導	累積の服装容儀違反に対する指導は、3回目以降から以下のように行う。 (ネクタイなし・ボタンなしについては、1回のカウントとする。また、すべての違反について、一年間を通しての累積回数とする。)		
		3回	特別指導3日(休校日は除く)と担任による保護者への電話連絡。	
		4回	特別指導5日(休校日は除く)と担任による保護者への電話連絡。	
		5回	保護者を召喚して教頭指導(教頭・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導7日。	
6回以上	毎回、保護者を召喚して校長指導(校長・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導。指導日数等は生徒指導委員会で検討して決定する。			
(備考)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。			

#### 4. 交通安全指導について

##### (1) 自転車通学について

自転車通学する者は、必ず生徒指導部に登録するようにする。  
登録は、生徒指導部が自転車通学者を集めて一斉に行う。  
任意保険の加入を推奨する。

##### (2) 車両運転に関する禁止事項

###### ① 車両通学

車 両 通 学	定義	<p>車両通学に関して、以下の事項を禁止する。 「登下校時及び校時中の車両(オートバイ・乗用車)の使用」。 ※登下校とは家から学校、学校から家の全ての経路である。 ※ 休日、祝祭日、長期休業中(春・夏・冬)であっても、登下校や部活動(大会・練習試合等も含む)に関する利用であれば、一切の利用を禁止する。 車両通学幫助も同等とする。※ 欠席・欠課・早退の生徒についても、校時中の車両運転を禁止する。 ※ 登下校または校時中に、保護者以外の運転する車両に同乗することも禁止する。 ※ 下校後でも、制服で車両を運転していた場合は指導となる場合があるので、必要ならば必ず私服に着替えてから乗ること。</p>
	指導	<p>上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考) 懲戒指導については段階的指導を行う(「18.(2)」参照)。</p>

※ 運転免許を取得したら必ず学校に報告すること。報告がなく車両を運転すると指導の対象となる場合がある。

###### ② 車両運転に関わる反社会的行為(犯罪行為)

飲酒運転・暴走行為・無免許運転・自転車2人乗りについても懲戒指導とし、より厳重な指導を行う。

###### ③ その他の道路交通法違反

その他の道路交通法違反等については、生徒指導委員会にて指導内容を検討する。

###### ④ ヘッドホン、イヤホン等を使用した自転車の運転については、回数により段階的特別指導とする。

※使用とは、耳にかけていることをいう。片耳でもダメです。

#### 5. 喫煙及び電子タバコに関する指導について

喫 煙	定義	<p>喫煙に関して、以下の行為を禁止する。 ・喫煙する ・喫煙している場に同席する ・タバコを所持する ・ライターを所持する</p> <p><b>電子タバコを禁止し指導する根拠</b> ①「電子タバコ」は「従来のタバコの代替品として開発されたもの」であり、未成年者の使用は想定されていない。 ②「電子タバコ」は中身の液体を自分で入れ替えることができるなど内容成分等の安全性の確認が困難である。 ③その行為が傍目には喫煙との区別がつかないことなど、社会的に不良な印象を与えかねない。 上記①②③のことから本校においては喫煙等の指導と同じ以下の行為を禁止する。 ・電子タバコを使用する ・電子タバコを使用している場に同席する ・電子タバコを所持する</p>
	指導	<p>上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考1) 懲戒指導については段階的指導を行う(「18.(2)」参照)。 (備考2) 同席以外の指導が2回以上になった場合は、病院で行っている「禁煙セミナー」等の受講を義務づける。</p>

## 6. 飲酒に関する指導について

飲酒	定義	飲酒に関して、以下の行為を禁止する。 ・飲酒する ・飲酒している場に同席する ・酒類を所持する ※ノンアルコール飲料についても以下の理由で、上記と同様に禁止する。 ①20歳以上が飲用することを念頭に開発されている。 ②未成年者の飲酒を助長させる恐れがある。 ③混乱やトラブルを招きかねない為未成年者への販売は推奨されていない。
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考) 懲戒指導については段階的指導を行う(「18.(2)」参照)。

## 7. 不正行為に関する指導について

不正行為	定義	・カンニング等の不正行為を禁止する。 ※ <b>検査中に携帯電話等を使用・操作・閲覧した場合は不正行為とみなす。</b> ※ <b>共同行為、幫助も同様とする。</b> ・文書偽造等の不正行為を禁止する。
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考1) 懲戒指導については段階的指導を行う(「18.(2)」参照)。
		(備考2) ・検査中に不正行為を見つけた場合は、証拠品を取り上げて受験を停止させ、生徒指導部に連絡する。 ・当該科目は0点となり、以後のテストは別室で受験させる。

## 8. 深夜徘徊に関する指導について

深夜徘徊	定義	22:00～4:00に保護者同伴ではなく外出することを禁止する。 ※18歳以上でも事件事故に巻き込まれる可能性が高いので在学中は対象です。	
	指導	上記の定義について違反した場合は、累積回数に応じて以下のように特別指導を行う。(一年間を通しての累積回数とする。)	
		初回	特別指導3日(休校日は除く)と担任による保護者への電話連絡
		2回	特別指導5日(休校日は除く)と担任による保護者への電話連絡
		3回	保護者を召喚して教頭指導(教頭・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導7日。
		4回以上	毎回、保護者を召喚して校長指導(校長・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導。指導日数等は生徒指導委員会で検討して決定する。
(備考)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。		

## 9. スマートフォン等に関する指導について

携帯電話の校内への持ち込み	定義	スマートフォン等を校内で使用することを禁止する。(終日電源オフ) ※校内でスマートフォンを所持していることを確認した場合は、使用したものと して指導を行う。(鞆の奥にしまっておく。鞆から出さない) ※校時中は、校外でも使用不可(校外外出禁止のため)。 ※緊急な連絡の必要が生じた場合は、職員の許可を得て使用すること。	
	指導	上記の定義について違反した場合は預かり指導とし、累積回数によって以下の通り指導していく。(一年間を通した累積回数とする。)	
		初回	担任預かりとし、翌日の放課後に返却する。(担任による保護者への電話連絡)
		2回	生徒指導部預かりとし、3日後に保護者を召喚し指導(担任・指導部・保護者・本人同席)して返却する。 さらに特別指導3日(休日は除く)
		3回	生徒指導部預かりで、3日後に保護者を召喚し教頭指導(教頭・担任・指導部・保護者・本人同席)して返却。 さらに特別指導5日(休日は除く)
		4回目以降	毎回、保護者を召喚して校長指導(校長・担任・指導部・保護者・本人)するとともに、特別指導(休日は除く) 指導日数等は生徒指導委員会で検討して決定する。
		(備考1)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。
(備考2)	・預かり指導を行った場合は毎回生徒指導部へ連絡し、生徒指導部はその都度名簿にチェックする。 ・返却日が土日や祝祭日の場合は、休み明けに返却する。 ・土日・祝祭日等の部活生においても校内での使用は禁止する。 ただし、緊急な連絡の必要が生じた場合は顧問の許可を得て使用することができる。 ・預かったスマートフォン等の管理には十分注意を払う。		

※ ipod等音楽メディアプレーヤー、充電器についても、スマートフォン等と同様の指導を行う。

## 1 0. 校内への持ち込み禁止に関する指導について

学習活動に必要なもの以外を校内へ持ち込むことは原則禁止とし、持ち込んだ場合は、預かり指導を行う。預かったものは各職員で保管するか、生徒指導部に渡す。ただし、生徒のクラス・氏名等は確実に把握し、管理には十分注意を払う。**※持ち込んだ物によっては、特別指導及び懲戒指導を行うこともある。**

### 1 1. 盗難防止指導について

校内での盗難行為が発覚した場合、生徒指導委員会にて指導内容を検討し職員会議に諮る。また、生徒に対して全職員が普段から以下のような指導を行う。

- ① 移動授業中の空き教室には、他のクラスの生徒は無断で出入りしない。
- ② 貴重品（サイフなど）は、教室や更衣室に置かない（大金を学校に持ってこない）。
- ③ 授業中は校内を自由に歩いたり、更衣室や部室に出入りしない。  
（持ち物検査を行う場合有り。）
- ④ 教室を移動する場合は、必ず鍵を掛ける。
- ⑤ 更衣室や部室および教室に、制服（衣類等）を翌日まで置いたままにしない。
- ⑥ 不審な人を見つけたら、職員に連絡する（生徒指導部への情報提供など）。
- ⑦ 校内における**金銭の貸し借りや受け渡しは禁止する（特別指導）**

### 1 2. 校外外出禁止指導について

校時中の校外外出は、昼休みも含め一切禁止とする（弁当購入等においても同様）。昼休みには、校内巡回を行う（全職員が輪番制で行う）。

**※** 早退や、正当な理由で一時外出する場合は、原則として担任が外出許可証（別紙8）を発行して外出させる。

### 1 3. 全体集会の集合・整列指導について

#### (1) 体育館への入り方

全クラス正面入り口より入る。

#### (2) 整列順

- ・ 舞台に向かい右から1年，2年，3年と並ぶ。
- ・ 各学年ともに、舞台に向かい右から1組，2組・・・と並ぶ。
- ・ 各学年ともに、奇数クラスは男子が前、偶数クラスは女子が前に並ぶ。
- ・ 男女それぞれ、番号順に並ぶ。

**※** 集合時には、担任が前方、副担任が後方に立って整列の指示をする。

**※** 集会が始まってからは、全職員で整列の乱れや私語について指導していく。

### 1 4. 昼食に関する指導について

(1) 全生徒弁当持参を奨励し、昼食時も校外への外出は認めない。

(2) 家庭で弁当を準備できない日は、校内弁当販売業者から購入する。

### 1 5. 下校指導について

一般生徒の下校時間は午後5時とし、部活動後は午後7時とする。

**※** ただし、関係職員の許可を得ればその限りではない。

### 1 6. アルバイトに関する指導について

(1) アルバイトは原則として禁止する。

(2) やむをえずアルバイトを行う場合は、次の書類を生徒指導部に提出する。

（書類は生徒指導部で受け取る）。

① アルバイト届出用紙（別紙9）

② アルバイト誓約書（別紙10）

**※** 居酒屋など酒類を提供することを主な目的とする店や、娯楽・遊技場など未成年者立ち入り禁止場所でのアルバイトは禁止する。

**※** その他、高校生としてふさわしくないと学校が判断した場合は、これを認めない。

## 17. 選挙運動に関する指導について

原則、校内における選挙運動に関しては禁止する。

### (1) 選挙運動としてできること

- ①有権者(18歳以上)は、選挙運動期間内に選挙運動ができる。
- ②友人や知人に投票や応援を頼む。
- ③電話を使って投票や応援を頼む。
- ④選挙運動メッセージを、ネット上の掲示板やブログなどに書き込む。
- ⑤選挙運動メッセージを、SNSなどで広める。(リツイート、シェアなど)

### (2) 選挙運動としてやってはいけないこと

- ①18歳未満の者は、選挙運動をすることはできない。
- ②戸別訪問(家に行き、応援する候補者への投票を依頼する)
- ③飲食物の提供。
- ④署名運動。
- ⑤買収(有権者にお金を送ったり飲食等でもてなすなど)
- ⑥電子メールを使った選挙運動

※基本的には、平成27年10月29日発27文科初第933号高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)に準じて指導を行う。

## 18. 懲戒指導について

### (1) 懲戒指導の対象となる行為

- ① 以下の行為
    - ・車両通学(「4.」参照) ・自転車2人乗り(1回目訓告及び特別指導、2回目以降停学)
    - ・喫煙(「5.」参照)
    - ・飲酒(「6.」参照)
    - ・不正行為(「7.」参照)
    - ・特別指導指導拒否
      - 特別指導拒否の目安
      - 特別指導3日間を10日以内に終了しない場合。
      - 特別指導5日間を15日以内に終了しない場合。
      - 特別指導7日間を20日以内に終了しない場合。
    - ・賭博行為
  - ② 反社会的行為
    - ・無免許運転
    - ・暴走行為
    - ・いじめ行為(SNS等に画像をアップやリツイート、シェア等の行為を含む)
    - ・暴力行為(対物・対人・対教師)
    - ・窃盗
  - ③ 犯罪行為
    - ・飲酒運転(飲酒し運転するまたは同乗する)
    - ・薬物関係(所持する、使用する、他の人へ渡す、薬事法違反等を含む)
- 
- ④ その他の内容については、生徒指導委員会で指導内容を検討して校長が決定する。

### (2) 段階的指導

懲戒指導は、それまでの懲戒指導歴により、原則として次の通り行う。  
(懲戒指導歴は、入学から卒業までの累積回数とする。)

初回	2回目	3回目	4回目	5回目以降
停学 7日	停学 10日	停学 14日	30日以上 無期停学	生徒指導委員会で検討し、 職員会議に諮ったうえで、 校長が指導内容を決定する (退学勧告もあり得る)

- ※ ただし反社会的行為においては、1段階超えて2回のカウントとして段階的指導を行う。
- ※ 反社会的行為のうち、暴力行為(対物)・窃盗に関する指導については、生徒指導委員会で検討し、状況によっては1回のカウントとして、校長が決定する場合もあり得る。
- ※ 犯罪行為については、初回においても無期停学とする。
- ※ 複数の問題行動が重なる場合の指導については、生徒指導委員会で検討して校長が決定する。
- ※ 重大な事案については生徒指導委員会で検討して、さらに厳しい指導を校長が決定する場合もあり得る。
- ※ 「退学勧告」など、生徒の進退に関わる場合は、生徒指導委員会で検討して職員会議に諮り、校長が決定する。

### (3) 指導方法

- ① 停学による指導期間中は日誌指導を行う。
- ② 停学指導を受けるものは、自宅謹慎とする。ただし事情により出来ない場合は指導期間中別室指導を行う。なお反社会行為や無期停学については原則として保護者預かり(自宅謹慎)とし、日誌指導と課題および出校日をもうけて生活指導等を受けさせる。
- ③ 停学指導の言い渡し及び解除の際には、保護者・本人同席のもと行う。
- ④ 停学を解除する場合は、保護者・本人連署の上、誓約書(別紙11)を提出させる。
- ⑤ 停学による謹慎期間中の者は、行事や部活動、大会等への参加はさせない。
- ⑥ 停学指導期間中の指導は、午前9時30分までに登校して課題学習や奉仕活動を行わせる。日誌指導を受け、指導職員の指示を確認して下校(午後3時目安)させる。
- ⑦ 停学指導期間中に、諸テストがある場合は別室で受験させる。
- ⑧ 停学指導期間中に登校する場合は、制服を着用し、無断での遅刻・欠席を認めない。
- ※ ⑨ 停学指導期間中に勤怠や生活態度の不良および日誌の不備等があった場合は、規定の指導日数終了後、日誌指導及び奉仕活動を行う。態度不良の場合は保護者預かりまたは次の段階指導への切り替えもあり得る。
- ⑩ 停学指導期間中に、新たに懲戒指導にあたる行為を行った場合は、その段階に応じた指導に切り替える。
- ⑪ 停学指導期間中は、スマートフォン等は生徒指導部に預ける。

平成30年9月11日改訂



# 2018年 生徒指導細則

